

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料) 第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(8) [略] (9) 予防接種料 使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に 1 回につき346点（<u>3 歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては551点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、<u>567点</u>）、3 歳以上 6 歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては421点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあっては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。 (10)～(37) [略] 2～9 [略]	(利用料) 第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(8) [略] (9) 予防接種料 使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に、<u>6 歳以上の者に予防接種を行った場合にあっては 1 回につき 346 点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、<u>359 点</u>）、3 歳以上 6 歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>1 回につき 421 点</u>（<u>注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、434 点</u>）、<u>3 歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては 1 回につき 551 点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、<u>567 点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあっては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。 (10)～(37) [略] 2～9 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。